

第二十九号

徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十七条の三」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第三十条」を「(第二十九条の二・第三十条)」に改める。

第三条第一号中「講じられる」を「講ぜられる」に改め、同条第二号中「適正な食品の表示を推進する」を「、食品の信頼性を向上させる」に、「講じられる」を「講ぜられる」に改める。

第五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十三条第一項中「行った食品」及び「当該食品」の下に「又は添加物」を加え、同条第二項中「行った食品」及び「当該食品」の下に「又は添加物」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三項中「食品が」を「食品又は添加物が」に改める。

第十五条第一項中「蓋然性」を「蓋然性」に、「この章」を「この章（第十七条から第十七条の三までを除く。）」に改める。

第十七条から第十七条の六までを削る。

第三章中第十六条の次に次の三条を加える。

（衛生管理認証）

第十七条 知事は、次の各号に掲げる者がその営業又は事業（以下「営業等」という。）において講ずる公衆衛生上の措置が当該各号に定める基準に適合すると認めるときは、食品又は添加物の安全性の向上に資する営業等の衛生管理がされているものとして、当該営業等の施設又は製造等の工程を認証することができる。

一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号に規定する営業を行う者 食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七

号) 別表第二に定める基準

一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第九条に規定すると畜業者等 と畜場法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十四号)第七条第一項第一号に掲げる基準

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第六条第一項に規定する食鳥処理業者 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)別表第四に定める基準

2 前項の規定による認証(以下「衛生管理認証」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 衛生管理認証を受けた者(以下「認証取得者」という。)は、当該衛生管理認証に係る施設又は製造等の工程(以下「認証施設等」という。)の全部又は一部の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、認証施設等において製造等が行われた食品及び添加物の流通及び消費の振興に関し必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理認証の更新)

第十七条の二 衛生管理認証は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間(以下「有効期間」という。)の経過によって、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の衛生管理認証は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、第一項の更新がされたときは、当該更新後の衛生管理認証の有効期間は、従前の衛生管理認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(衛生管理認証の取消し)

第十七条の三 知事は、認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、衛生管理認証の全部又は一部を取り消すことができる。

一 認証取得者がその営業等において講ずる公衆衛生上の措置が第十七条第一項各号に定める基準に適合しなくなったとき。

二 第十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 偽りその他不正の手段により衛生管理認証又は前条第一項の更新を受けたとき。

第七章中第三十条の前に次の一条を加える。

(手数料)

第二十九条の二 次の各号に掲げる者が衛生管理認証を受けようとする場合は、当該各号に定める額の手料を納付しなければならない。

一 第十七条第一項第一号に掲げる者(食品衛生法施行令第三十五条第二号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号及び第二十二号に規定する営業を行う

者に限る。) 一件につき一万五千円

二 第十七条第一項第一号に掲げる者(前号に該当する者を除く。) 一件につき三万円

三 第十七条第一項第二号に掲げる者 一件につき六万円

四 第十七条第一項第三号に掲げる者 一件につき六万円

2 次の各号に掲げる者が第十七条の二第一項の更新を受けようとする場合は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる者 一件につき一万円

二 前項第二号に掲げる者 一件につき二万円

三 前項第三号に掲げる者 一件につき四万円

四 前項第四号に掲げる者 一件につき四万円

3 前二項の手数料は、第十七条第二項(第十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請の際、納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による物件の提出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この条例は、徳島県食品表示の適正化等に関する条例(平成二十七年徳島県条例第 号)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うとともに、食品衛生法施行条例等の一部改正に鑑み、食品又は添加物の安全性の向上に資する営業又は事業の衛生管理がされている施設又は製造等の工程に係る認証の制度を創設する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。